

国住指第534号
平成27年6月1日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

登録特定建築基準適合判定資格者講習と同等以上の内容を有すると
国土交通大臣が認める講習に係る認定について（技術的助言）

平成27年国土交通省告示第178号第1号の規定に基づき、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の13第1項第3号に規定する登録特定建築基準適合判定資格者講習と同等以上の内容を有する講習について、別添のとおり認定しましたので、通知します。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

(別添)

国住指第533号

認定書

平成27年国土交通省告示第178号第1号の規定に基づき、一般社団法人新・建築士制度普及協会及び一般財団法人日本建築防災協会が平成26年12月3日に実施した「構造計算適合性判定の対象見直しに伴う『建築確認に関する講習会』」を、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の13第1項第3号に規定する登録特定建築基準適合判定資格者講習と同等以上の内容を有する講習であると認める。

平成27年6月1日

国土交通大臣 太田 昭宏